地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年10月20日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務の名称及び数量

令和7年度指定管理鳥獣捕獲等業務(福知山市大江町東部等区域) 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び令和7年度指定管理鳥獣捕獲等業務(福知山市大江町東部等区域)特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期間

契約日又は契約日の翌日 から 令和7年12月19日(金)まで

(4) 履行場所

京都府福知山市大江町東部及び福知山市印内・綾部市小畑町区域

- 2 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、特記仕様書及び積算参考資料の交付場所並 びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府農林水産部農村振興課(京都府庁第2号館4階)

電話番号 (075)414-5022

F A X (075) 414–5039

- (2) 入札説明書、特記仕様書及び積算参考資料の交付期間
  - ア 交付期間

令和7年10月20日(月)から令和7年10月26日(日)までの間

- イ 入手方法
- (ア) 原則として、アの期間に京都府農村振興課ホームページからダウンロード すること。

http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/101/shinchaku.html

- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間(ただし、日曜日及び土曜日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)に(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32 条第1項各号に掲げる者
- 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)又は添付書類に、 故意に虚偽の事実を記載しないこと。
- (2) 次のアから力までのすべての要件を満たす者で、その事実の有無について資格 審査を受け、その資格を認定されたものであること。
  - ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。 以下「鳥獣保護管理法」という。) 第18条の2の規定により京都府知事の認定を 受けた者
  - イ 緊急連絡体制を確保できる者
  - ウ 人身及び物損等の事故並びに錯誤捕獲等の緊急事態発生時に、応急措置及び関係機関との対応開始が可能な者

なお、緊急事態発生の連絡がなされてから、指導監督者の直接の指示により指導監督者又は捕獲従事者のうち2名以上が、捕獲事業実施区域へ居住地又は宿泊地から1時間以内に到着できる体制を確保できること。

- エ 捕獲事業を実施する際に、当該捕獲事業実施区域を含む周辺区域における有害 捕獲班や狩猟者と十分な連絡調整ができる者
- オ 当該捕獲事業実施地域及び周辺区域を含む地域において直近3年以内に捕獲実 績を有する者を捕獲従事者として認定を受けている者又は協力者として当該捕獲 実績を有する者を確保できる者
- カ 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅か すおそれのある団体に属していない者であること(その事実がなくなった後2年 間を経過しない者を含む)。
- (4) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の入札について指名停止とされていない者であること。

## 5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を 受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和7年10月20日(月)から令和7年10月23日(木)までの間

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

- ウ 提出方法
- (ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- ア 鳥獣保護管理法第 18 条の 2 による鳥獣捕獲等事業の認定証の写し(以下「認定 証」という。)
- イ 連絡体制一覧表
- ウ 緊急時対応捕獲従事者届出書
- 工 当該区域精通捕獲者届出書
- 才 府税納税証明書
- カ 消費税及び地方消費税納税証明書
- キ 資格審査の手続きに係る権限を委任する場合は、委任状
- (3) 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(4) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和7年度指定管理鳥獣捕獲 等業務(福知山市大江町東部等区域)に係る一般競争入札参加資格認定名簿(以下「認 定名簿」という。)に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31

日(火)までとする。

#### 9 変更届

申請書を提出した者(6の名簿に登載されなかった者を除く。)は、認定証又は認定 名簿に記載の事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審 査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

### 10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3に該当する者を除き、4に掲げる条件を全て満たす者であること。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
  - ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
  - イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適 否を審査し、その結果を、当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知す る。

### 11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、次のアから力までのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量 等に関して不正の行為をしたとき。
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、 若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員 の職務の執行を妨げたとき。
  - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
  - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行 に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (2) (1)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

#### 12 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
  - ア 日時

令和7年10月27日(月)10時00分

イ 場所

京都府庁第2号館4階 農林水産部農村振興課

- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
  - (ア) 受領期限

令和7年10月24日(金)

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、千円止めとすること。千円未満まで記載した 入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 入札の無効

次のアからケまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3に該当する者及び4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札又は金額を訂 正した入札書での入札
- カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の入札
- ケ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札の失格

最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

### (6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否 要する。

# 13 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を 落札者から徴収する。

# 14 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

# 15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。